

## 多様な地域人材の参画による県政発信強化プロジェクト業務委託仕様書

### 1 委託業務名

多様な地域人材の参画による県政発信強化プロジェクト業務

### 2 業務目的

広報広聴課では全庁広報力の底上げを図るため、広報専門人材による各施策の広報物デザインへの助言、必要に応じて取材・制作を行う等、伴走支援に取り組んでいる。

一方で、情報飽和の時代において、選ばれる広報物（特にWEB・SNS・ガイドブック等の記事コンテンツ）の制作にあたっては、広報の専門的知見に基づく『伝える技術・ノウハウ』に加え、県内特性を捉えた情報鮮度の高い『県民の視点』での制作が必要となる。

そこで、県民がメンバーとして参画し、広報専門人材とともに記事コンテンツの制作・情報発信を行い、また県広報物や広報の考え方など広く様々な視点からディスカッション等を行う「ひょうごエディターズクラブ（以下、「倶楽部」という。）」を設置し、魅力発掘・情報発信を図る。

### 3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）

### 4 事業費

¥4,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 業務内容

本事業の目的達成に向け、メンバーの募集・選定や講座の運営等広報戦略とそれに基づく広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。下記の例示を参照しつつ、他に効果的な広報手法がある場合は、その体や効果等、具体的な内容について提案すること。

#### (1) メンバーの募集・選定

兵庫県内在住者、及び県内に通学・通勤されている者で県広報に興味がある者を広く募集し※、応募者の中から業務適正のある者を30～40名程度選定するため、効果的な広報手法でメンバーを募集・選定すること。

※フリーランス、学生、未経験者など多様な人材を募集

(2) 広報専門人材による講座の運営

選定したメンバーに対して効果的な広報ノウハウの伝授、広報専門人材とメンバーとのディスカッションの場として、講座を月2回程度実施する。講座内容は委託者において最終的に決定するが、受託者においても積極的に提案すること。ついては、以下の内容を実施すること。

- ・講座運営（会場設営、オンライン設定等※）
- ・メンバーのディスカッションの発言内容等記録の作成
- ・メンバーとの連絡調整
- ・メンバーへの交通費の支給

※メンバーのオンライン環境を特に配慮する必要がある場合、機材や配信設定など工夫し適宜対応すること。

(3) メンバーの活動に伴う案件管理

取材・制作の案件発生時に受託者との調整の上、以下の内容を実施すること。案件発生都度、必要な調整等を行うこと。

- ・メンバーへの必要経費（交通費や入館料等）の支給
- ・その他メンバーに対する必要なサポート（取材先でのトラブル対応等）

6 業務実施上の留意点

(1) 業務内容の変更

本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

受託者は、本業務の進め方について、委託者と密に協議、連絡調整のうえ、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本契約の終了後

も同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行にあたり個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(7) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、本業務の成果物が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合、受託者において手続を行うこと。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(8) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(9) その他

- ① 受託者は、業務実施にあたり、仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。